

第10回核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議結果-1

●開催日:

- ✓ 2022年8月1日～26日に、ニューヨークの国連本部で開催
- ✓ 第1週:プレナリー会合、第2～3週:主要委員会I(核軍縮)、主要委員会II(核不拡散)、主要委員会III(原子力の平和的利用)の開催(各委員会の下に設置された補助機関での議論も含む)、第4週:最終文書調整
- ✓ 議長:Gustavo Zlauvinen大使(元アルゼンチン筆頭外務副大臣)

●参加国等:

- ✓ NPT加盟国191か国のうち151か国、国連(UN)、国際原子力機関(IAEA)、18のオブザーバー組織、160の非政府組織(NPO)が参加

●結果:

- ✓ 主要委員会I～IIIは、委員会としての報告書案に締約国の同意を得ることができず、全て委員会議長による報告書(議長報告書)としてZlauvinen議長に提出された
- ✓ 主要委員会I～IIIの議長報告書をベースに作成された最終文書案は、その後、2度リバイズされ、コンセンサスでの採択を目指して更に文言調整が行われたが、ロシアが会議最終日(26日)の午後に最終文書案中のウクライナのザポリジャ原子力発電所(ZNPP)に関する文言等を記載した5つのパラグラフに反対し、結局、2015年のNPT運用検討会議に続き、最終文書をコンセンサスで採択できなかった

●今後の予定:

- ✓ 次回のNPT第11回運用検討会議は2026年にニューヨークで開催
- ✓ 上記会議の第1回準備委員会を2023年にウィーンで、第2回準備委員会を2024年にジュネーブで、第3回準備委員会を2025年にニューヨークで各々開催
- ✓ NPTの運用検討プロセスをさらに強化するために、別途、作業部会(ワーキンググループ)を設置

●今次会議の特徴:

- ✓ NPTそのものよりも、ロシアのウクライナへの軍事侵攻を巡る問題により、最終文書を採択できなかった。ただし、多くのNPT締約国は、NPTが核不拡散体制の礎であり、今後もNPTの維持・強化が必要であることを言及
- ✓ 従来の核兵器国(NWS)と非核兵器国(NNWS)の対立に加え、NWS内での米英仏と露及び中国、またNNWS内でも米国の拡大抑止下にある国と核兵器禁止条約(TPNW)締約国の対立があった
- ✓ 中国によるNPTの3本柱全てに係る積極的な主張

第10回核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議結果-2

●主要委員会I(核軍縮)の論点

- ✓ **核軍縮**: 従来どおり、NWSとNNWSの主張が対立。NWSは、核軍縮のコミットメントを果たすために十分な対応を行っているものの、昨今の安全保障環境が軍縮を促すものとなっていないと主張し、NNWSは、核兵器こそが危険な安全保障環境を生み出し、軍縮の進展が国際的な平和と安定及び安全保障の向上に役立つが、NWSは核軍縮のコミットメントを進捗させていないと主張
- ✓ **TPNW**: TPNW締約国は、NWSが核兵器への依存を削減するための真剣な措置を講じておらず、核兵器を非合法化し、核兵器に反対する強固な規範を確立することを目的として進んで行くと主張。一方米国は、NWSがNPT第VI条の核軍縮義務に反し核軍縮を進展させていないという主張は受け入れられず、またTPNWは、同条約締約国のみを拘束するものであり、TPNWが国際法の下で核兵器禁止の規範を確立するとの主張に反論

●主要委員会II(核不拡散)の論点

- ✓ **中東非大量破壊兵器地帯の創設**: 2018年12月の国連決定(A/73/546)に基づき、これまで2019年及び2021年に2回の会議が開催されており、以前の運用検討会議ほどは議論に緊張が見られなかったようであるが、それでも複数の中東国が同地帯の創設遅延に不満を示した
- ✓ **AUKUS**: 米英豪は、AUKUSにより豪州が核兵器を取得することは無く、また国際的な核不拡散基準へのコミットメントを遵守することを強調したが、中国、インドネシア(NAM議長国)及びマレーシアは、AUKUSの核拡散への影響に懸念を表明。また中国はIAEA保障措置システムの新たな課題としてIAEAに本件に係る特別委員会を設置すべきと主張。米国高官はIAEAでの特別委員会の設置等、本件に係るいかなる提案も拒否すると言及

●主要委員会II(核不拡散)及びIII(原子力の平和的利用)の共通の論点

- ✓ ウクライナ及び欧米諸国は、ロシアによるZNPPの管理(コントロール)の掌握により、ZNPPの安全、核物質防護を含む核セキュリティ、及び保障措置が深刻な影響を受け、ロシアに対してZNPPの管理をウクライナ当局に戻し、ロシア軍がZNPPから撤退することを求める旨を報告書に盛り込む必要性を強調。一方ロシアは上記の文言は容認できないこと、また物事には交渉可能な問題と交渉不可能な問題があるとして、上記の文言は後者に属するものであることを示唆し、欧米の主張に反対

2026年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議 第1回準備委員会

- **日時** : 2023年7月31日～8月11日 (於 : ウィーン)
- **結果** :
 - ✓ 議長は、準備委員会終了1日前に、以下の3つの文書を参加国に提出。①今次準備委員会での議論内容を記載した「事実概要案」、②議長が第2回準備委員会において重点的に議論する分野に関する勧告を纏めた「勧告案」、及び③今次準備委員会の議事進行等を事務的にまとめた「最終報告書案」。
 - ✓ ①については、**コンセンサスが得られず**、議長は「作業文書」として③に盛り込むことを述べたが、**イランの反対**（ロシアとシリアが同調）で結果的に議長は①を取り下げ、公式文書としては残されないことになった。②については、**ロシア、中国、及びイランの反対**で、「勧告」ではなく、議長の「考察(reflection)」として③に「作業文書」として盛り込まれたにとどまった。
- **論点** :
 - ✓ **ロシアによるウクライナ侵攻** : 多くの国がロシアの軍事侵攻とZNPPの占拠等を非難。ロシアは反発。
 - ✓ **核軍縮** : 核兵器国とその核の傘下にある国と、NAM/TPNW締約国である非核兵器国が対立。後者は、前者が軍縮を進展させていないことを非難して、TPNWに基づく即時の核兵器廃絶を唱えるのに対し、核兵器国等はNPTに基づく軍縮の必要性を強調
 - ✓ **AUKUS** : 米英豪と露中及びNAM諸国の対立。核兵器国によるNPT第1及び第2条違反とするNAMや、中国は適切な保障措置対応が不可能で、HEUや核兵器技術が豪州に移転され、核拡散につながる恐れを懸念
 - ✓ その他、核兵器や核兵器に利用可能な核物質等に係る説明責任と透明性、核抑止力、核共有、核兵器の先制不使用、消極的安全保障、といった課題に関して参加国が対立
- **その他** :
 - ✓ 今次準備委員会の開催に先立ち、7月24日～28日に、2022年の第10回NPT運用検討会議での決定に基づき、NPTの運用検討プロセスの有効性、効率性、透明性、説明責任、調整、及び継続性を改善する措置について議論し、その結果を準備委員会に勧告することを目的に設立されたワーキング・グループ(WG)が開催された。
 - ✓ しかし、**WGでは勧告案を採択できず**、WG議長の作業文書として準備委員会に提出された。